

「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」  
理事会決議（自主規制会議決議）の制定について

平成18年12月1日  
日本証券業協会

．制定の趣旨

証券取引等監視委員会から金融庁長官に対して行われた平成18年4月14日付け建議「プレ・ヒアリング（事前需要調査）に係る情報管理体制の整備について」を受け、「証券会社の行為規制等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」が同年11月1日に施行されたことを踏まえ、プレ・ヒアリングの適正化を図るため必要な事項を定め、内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正確保に資することを目的として、別紙のとおり「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）を定めることとする。

．理事会決議の骨子

- 1．法人関係情報、プレ・ヒアリング、プレ・ヒアリング対象者、取引制限、守秘義務、海外関連会社及び法令遵守管理部門の定義規定をおくこと。（第2条関係）
- 2．協会員がプレ・ヒアリングを行う場合には、所定の事項についてあらかじめ法令遵守管理部門の承認を受けなければならないこと。（第3条関係）
- 3．協会員は、プレ・ヒアリングを行おうとする場合には、調査対象者等との間で、取引制限・守秘義務に関する事項等について説明し理解を得た上で、これらの内容を含む契約を、原則として書面により締結しなければならないこと。（第4条及び第12条関係）
- 4．協会員は、海外関連会社に属する者等にプレ・ヒアリングを委託する場合には、海外関連会社等における適切な内部管理体制の整備に関して次のいずれかの措置を講じること。（第5条及び第6条第2項関係）
  - (1) 当該海外関連会社に属する者との間で、所定の事項について第4条第2項

又は第3項に準じて契約を締結し、契約書の写しを海外関連会社に属する者から受けるとともに、これを保存しなければならないこと。

(2) 協会員は、当該海外関連会社において、第5条第1項第1号イからホに掲げる措置を講じるよう社内規則を作成する等適切な内部管理体制が整備されていることを確認すること。

(3) 海外関連会社に属していない者を委託先に選定する場合には、当該協会員の社内規則に定めるところにより、当該者に対し、海外関連会社に属する者に講じる措置に相当する措置を講ずるものとする。

5. 協会員は、プレ・ヒアリングの後当該募集が行われないことについて、当該上場会社等から報告を受ける等の方法により確認した場合は、これを調査対象者等に通知し、その記録を保存しなければならないこと。(第6条第1項関係)

6. 協会員は、調査対象者等が取引制限又は守秘義務に違反した事実を知った場合には、当該調査対象者等に対して、当該事実を知った日から2年間プレ・ヒアリングを行わせてはならないこと。また、協会員がプレ・ヒアリング委託先が内部管理体制に関する措置を講じていない事実を知った場合には、当該事実を知った日から2年間、当該プレ・ヒアリング委託先にプレ・ヒアリングを行わせてはならないこと。(第7条第1項及び第2項関係)

7. 協会員は、本理事会決議を遵守してプレ・ヒアリングを行う場合であっても、証券取引法(以下「法」という。)第4条第1項で禁止する募集又は売出しの届出を行う前に当該特定有価証券等を勧誘する行為及び証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第9号及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第21条第4号の3で禁止する法人関係情報を提供して勧誘する行為は行ってはならないこと。(第8条第1項関係)

8. 協会員は、プレ・ヒアリングを行う場合には、当該プレ・ヒアリングを行うことについて当該募集を行う上場会社等からあらかじめ了解を得るとともに、その記録を保存しなければならないこと。(第8条第2項及び第6条第3項関係)

9. 協会員は、原則として、法第2条第8項第4号に定める引受けを伴う国内における募集(法第2条第3項に定める募集及び会社法第199条に定める会社が処分する自己株式を引き受ける者の募集をいう。)に係るプレ・ヒアリングは行わないこと。(第9条関係)

10. 協会員は、第7条第1項又は第2項に定める事実を知った場合は、当該調査対象者等の属する法人名、役職、氏名及び住所並びに当該調査対象者等に提供した法人関係情報の内容並びにその提供の日時及び方法を本協会に報告するとともに、本協会は、報告を受けた内容を有価証券市場の監督当局に通知すること。(第10条第1項及び第7条第3項関係)

11. プレ・ヒアリングを行う協会員は、プレ・ヒアリングの内部管理に関する社内規則をあらかじめ制定し、これを役職員に遵守させる体制を整備すること。(第11条関係)

#### ・実施の時期

この理事会決議は、平成19年1月4日から施行し、同日以後開始するプレ・ヒアリングから適用する。

以 上

**「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」  
理事会決議（自主規制会議決議）**

平成18年12月1日  
日本証券業協会

（目的）

第1条 この理事会決議は、協会員が証券取引法（以下「法」という。）第166条第2項第1号イに規定する募集（法第163条第1項に規定する上場会社等（以下「上場会社等」という。）の発行する有価証券に係るものに限る。以下第8条第1項及び第9条を除き「募集」という。）について、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、その適正化を図るため必要な事項を定め、内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この理事会決議において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 法人関係情報

上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもので募集に係るものをいう。

2 プレ・ヒアリング

法人関係情報を提供したうえで行う、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査（第三者が当該協会員から委託若しくは法人関係情報の提供を受けて行う当該調査を含む。）をいう。

3 プレ・ヒアリング対象者

プレ・ヒアリングの対象者である個人をいう。

4 取引制限

当該法人関係情報若しくは当該募集を行うことが公表され又は協会員から当該プレ・ヒアリングの後当該募集を行わないこととなったことを通知されるまでの間における特定有価証券等（当該上場会社等の法第163条第1項に規定する特定有価証券等をいう。以下同じ。）に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行わないこと（法第166条第6項第1号から第6号まで及び第8号に掲げる場合並び

に法人関係情報の提供を受けた者の間において、取引所有価証券市場によらないで行う場合を除く。)をいう。

#### 5 守秘義務

プレ・ヒアリングに係る法人関係情報を当該プレ・ヒアリング対象者以外の者に提供しないことであって、証券会社の行為規制等に関する内閣府令(以下「行為規制府令」という。)第4条第18号イ(2)及びロ(2)並びに金融機関の証券業務に関する内閣府令(以下「金融機関府令」という。)第21条第12号イ(2)及びロ(2)に規定するものをいう。

#### 6 海外関連会社

協会員(外国証券会社である会員を除く。)にあつては、証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第1条第2項に定める関係会社(特別会員にあつては「証券会社」とあるのは「登録金融機関」と読み替えて適用する。)である外国法人又はこれに相当する外国法人をいい、外国証券会社である会員にあつては、外国証券業者に関する法律第14条第1項に定める特定法人等又はこれに相当する外国法人をいう。

#### 7 法令遵守管理部門

行為規制府令第4条第18号イ(1)又は金融機関府令第21条第12号イ(1)に規定する法令遵守管理に関する業務を行う部門をいう。

(プレ・ヒアリングに係る法令遵守管理部門における承認)

第3条 協会員は、プレ・ヒアリングを行う場合には、あらかじめ次の各号に定める事項について法令遵守管理部門の承認を受けなければならない。

- 1 当該プレ・ヒアリングが必要かつ受当なものであること。
- 2 第三者に委託してプレ・ヒアリングを行わせる場合には、海外関連会社に属する者(個人であり、かつ、第5条第1項の措置を講じた者をいう。以下同じ。)を委託先として選定していること。ただし、当該プレ・ヒアリングの実態に鑑み、海外関連会社に属していない者(個人であり、かつ、第5条第2項の措置を講じた者をいう。以下同じ。)を選定する合理的な理由がある場合には、当該者を委託先として選定することを妨げない。
- 3 プレ・ヒアリング対象者は、当該協会員が社内規則で定める合理的な範囲で選定されていること。
- 4 プレ・ヒアリング対象者に提供する法人関係情報の内容は、当該協会員が社内規則で定める合理的な範囲とされていること。
- 5 プレ・ヒアリング対象者に法人関係情報を提供する時期及び方法が適切であること。

( 調査対象者等との契約 )

第 4 条 協会員は、プレ・ヒアリングを行おうとする場合は、当該プレ・ヒアリング対象者又は委託してプレ・ヒアリングを行わせる当該委託先である海外関連会社に属する者若しくは海外関連会社に属していない者(以下「調査対象者等」という。)との間で、次の各号に掲げる内容を説明し理解を得た上で、当該内容を含む契約を締結しなければならない。

- 1 調査対象者等及び当該調査対象者等が所属する組織又は部署内において当該法人関係情報を共有するすべての者の取引制限に関する事項
  - 2 調査対象者等及び当該調査対象者等が所属する組織又は部署内において当該法人関係情報を共有するすべての者の守秘義務に関する事項
  - 3 プレ・ヒアリングは、需要の見込みに関する調査が目的であり、勧誘が目的ではないこと。
- 2 前項の契約は、プレ・ヒアリングの都度、あらかじめ書面により締結するものとする。ただし、プレ・ヒアリングを行う都度、当該契約内容を当該調査対象者等に確認することを条件として、包括的に契約することができる。
- 3 第 1 項の契約は、当該プレ・ヒアリングの実態に鑑み、あらかじめ書面による契約が困難な場合には、前項の定めるところにかかわらず、当該調査対象者等に第 1 項各号に掲げる内容について説明するとともに書面以外の方法で契約し、おって当該契約内容を書面により当該調査対象者等に通知する方法その他当該協会員が社内規則に定める合理的な方法とすることができる。

( 海外関連会社等の内部管理体制に関する措置 )

第 5 条 協会員は、海外関連会社に属する者にプレ・ヒアリングを委託する場合には、次の各号に掲げるいずれかの措置を講ずるものとする。

- 1 協会員は、当該海外関連会社に属する者との間で、次に掲げる内容を含む契約を第 4 条第 2 項又は第 3 項に準じて締結すること。
  - イ 当該海外関連会社に属する者は、プレ・ヒアリング対象者との間で、取引制限及び守秘義務を遵守することを含む契約を締結することを含む契約を締結すること。
  - ロ 当該海外関連会社に属する者は、プレ・ヒアリングに係る事務の責任ある担当者及び当該事務を実際に担当した者の氏名、プレ・ヒアリング対象者の氏名及び住所並びにプレ・ヒアリング対象者に提供した法人関係情報の内容並びにその提供の日時及び方法について記録を作成し、その作成の後 5 年間これを保存すること。
- ハ プレ・ヒアリング対象者は、合理的な範囲で選定すること。
- ニ プレ・ヒアリング対象者に提供する法人関係情報の内容は、合理的な範

困とすること。

ホ プレ・ヒアリング対象者に法人関係情報を提供する時期及び方法が適切であること。

- 2 協会員は、当該海外関連会社において、前号イからホに掲げる措置を講じるよう社内規則を作成する等適切な内部管理体制が整備されていることを確認すること。
- 2 協会員は、第3条第2号に定める海外関連会社に属していない者を委託先に選定する場合には、当該協会員の社内規則に定めるところにより、当該者に対し前項に相当する措置を講ずるものとする。

(通知又は記録の保存等)

第6条 協会員は、プレ・ヒアリングの後当該募集が行われないことについて、当該上場会社等から報告を受ける等の方法により確認した場合は、これを調査対象者等に通知し、その記録を保存しなければならない。

- 2 協会員は、前条第1項第1号に定める契約を締結した場合、同号イに定める契約書の写しを海外関連会社に属する者から受けるとともに、これを保存しなければならない。
- 3 協会員は、当該上場会社等から第8条第2項に定める了解を得た場合は、その記録を保存しなければならない。

(違反調査対象者等への対応)

第7条 協会員は、調査対象者等が第4条第1項の規定により締結する契約のうち同項第1号又は第2号に定める内容に違反した事実を知った場合には、当該調査対象者等に対して、当該事実を知った日から2年間プレ・ヒアリングを行ってはならない。

- 2 協会員は、海外関連会社に属する者又は海外関連会社に属していない者(以下「プレ・ヒアリング委託先」という。)が、第5条に定める措置を講じていない事実を知った場合には、当該事実を知った日から2年間、当該プレ・ヒアリング委託先に委託し又は法人関係情報を提供してプレ・ヒアリングを行わせてはならない。
- 3 本協会は、第10条第1項に定めるところの報告を協会員から受けた場合は、当該調査対象者等の属する法人名、役職、氏名及び住所を有価証券市場の監督当局(当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。)に通知するものとする。

(留意事項等)

第 8 条 協会員は、本理事会決議を遵守してプレ・ヒアリングを行う場合であっても、法第 4 条第 1 項で禁止する募集又は売出しの届出を行う前に当該特定有価証券等を勧誘する行為並びに行為規制府令第 4 条第 9 号及び金融機関府令第 21 条第 4 号の 3 で禁止する法人関係情報を提供して勧誘する行為は行っていない。

2 協会員は、プレ・ヒアリングを行う場合には、当該プレ・ヒアリングを行うことについて、当該募集を行う上場会社等から、あらかじめ、了解を得るものとする。

( 国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止 )

第 9 条 協会員は、原則として、法第 2 条第 8 項第 4 号に定める引受けを伴う国内における募集( 法第 2 条第 3 項に定める募集及び会社法第 199 条に定める会社が処分する自己株式を引き受ける者の募集をいう。 ) に係るプレ・ヒアリングは行わないものとする。

( 本協会への報告等 )

第 10 条 協会員は、第 7 条第 1 項又は第 2 項に定める事実を知った場合は、当該調査対象者等の属する法人名、役職、氏名及び住所並びに当該調査対象者等に提供した法人関係情報の内容並びにその提供の日時及び方法を本協会に報告するものとする。

2 本協会は、協会員に対し、プレ・ヒアリング委託先が第 5 条第 1 項第 1 号口又は同条第 2 項の規定に基づき記録を作成及び保存した内容等について、資料の提出を求めることができるものとする。

( 社内規則の整備等 )

第 11 条 プレ・ヒアリングを行う協会員は、プレ・ヒアリングに係る法令及び本理事会決議を踏まえ、法令遵守管理部門における承認手続き、調査対象者等の選定基準、取引制限及び守秘義務の遵守等に係る契約、海外関連会社等の内部管理体制に関する措置、記録の保存及び留意事項等の内部管理に関する社内規則をあらかじめ制定し、これを役員に遵守させる体制を整備するものとする。

( 電磁的方法による契約等 )

第 12 条 協会員は、第 4 条及び第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 項に基づき書面により契約を締結する場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができるものとする。この場合において、

当該協会員は、書面により契約を締結したものとみなす。

- 2 前項の定めに基づき契約を締結した協会員は、調査対象者等から当該契約内容について照会があった場合は、遅滞なく、当該調査対象者等にその契約内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。
- 3 協会員は、第4条第3項に規定する書面による通知に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面により通知したものとみなす。

## 付 則

この理事会決議は、平成19年1月4日から施行し、同日以後開始するプレ・ヒアリングから適用する。